

## 特別分科会①【アドミッション専門人材開発】

### 第2回アドミッション・スペシャリスト能力開発研修 (京都会場)

報告者▶ 立脇 洋介（九州大学アドミッションセンター准教授）  
報告者▶ 木村 拓也（九州大学人間環境学研究院教育学部門准教授）  
コーディネーター▶ 山本 以和子（京都工芸繊維大学工芸科学部准教授）

高大接続答申、高大接続システム会議「最終報告」にもあるように、現在進行中の大学入試改革において入試の専門家の養成や配置を求められている。これまで我が国では、入試担当者の養成や能力開発を個人に頼っており、入試担当者の能力向上を目的とした講座や研修会というものは存在しなかった。2017年度より数大学で実施されているこれらの講座の中から、九州大学の文部科学省教育関係共同利用拠点事業をこのたび京都でも開催した。

#### 概 略

コーディネーターから、この講座が九州大学基幹教育院文部科学省教育関係協働利用拠点事業及び大学入試センターの協力を得て、成立していることとその九州大学でのアドミッション・スペシャリスト能力開発養成講座の概要を説明した後、第1報告者の立脇氏より「大学入試における障害学生支援」として、アドミッション担当者がもつべき基本的知識・スキル、考え方の紹介があった。具体的には、合理的配慮の考え方より障害の定義やそれに関する法律、合理的配慮のポイントがあった。さらに、支援の実態として九州大学での配慮決定フロー事例、センター試験での配慮事例等があり、参考情報の提示があった。次に第2報告者の木村氏より「アドミッション・アンケートの作成」として、アドミッション担当者のためのオープンキャンパスアンケート、新入生調査、卒業時調査、卒業生調査の具体的な質問項目の提示があり、さらに社会調査法の基本的な知識についてレクチャーがあった。

#### 到達点と今後の課題

今回も前回と引き続き、分科会報告に対する質疑・全体討論は行わず、2人の講師のレクチャーを時間いっぱいまで実施した。

参加者は33名、うち高校教員10名（うち、府内2名）、大学職員14名（うち府内5名）、大学教員7名（うち府内0名）、企業等から2名で北は北海道から鹿児島県までの参加となった。また、昨年からの連続で参加いただいている大学が8大学（3大学）、1高校である。

今回は、アドバンス（中級）キャリアを対象としているため、実用的な内容が多く含まれており、参加者から「大変勉強になった」「多くの示唆があった」「なかなか他で聞けない内容で参考

になった」等の意見があり、役立ち、満足度は高かったようである。

次年度の開催についても7割近くの方が希望されており、アドミッションオフィサー養成ニーズの高まりに伴い、強く要望される方もいらっしゃった。終了後のアドミッション関係者交流会も高大の参加者同士での次のフォーラムへの期待、情報交換等で大いに盛り上がった。

この分科会においては、高大接続の基本的知識や入試設計に対するテーマへの要望もあり、次回以降ではそれらのテーマで新たな企画を検討していきたい。



スライド 1

第16回高大連携教育フォーラム  
特別分科会①「アドミッション専門人材の育成」

大学入試における障害学生支援  
～合理的配慮の考え方と支援の実態～

立脇洋介

(九州大学 アドミッションセンター)

スライド 2

1.合理的配慮 ▶ 障害者差別解消法

- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- ・2016年4月に施行

<障害者の権利に関する条約> <国内の状況>

2006年 国連総会で採択

2007年 日本が署名

2011年 障害者基本法改正

2014年 日本で批准・発効

2016年 障害者差別解消法

スライド 3

1.合理的配慮 ▶ ポイント1：障害の定義

第二条（定義）

- 一 **障害者** 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、**障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの**をいう。
- 二 **社会的障壁** 障害がある者にとって**日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの**をいう。

スライド 4

1.合理的配慮 ▶ ポイント1：障害の定義

例) 近視の人は文字の小さな教科書を読むことが困難

対応案① 全員に大きな文字の教科書を配布する？

- ・教科書のサイズも大きくする or 文字数を減らす

⇒近視でない人にとっては使いにくくなる

障害のない人にとって使いやすいが、障害のある人が生活しにくい=社会的障壁

対応案② 眼鏡をかけて通常の教科書を使う

- ・元の視力機能は低いが、生活の制限は少ない≠障害者

スライド 5

1.合理的配慮 ▶ ポイント2：合理的配慮

第七条（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

- 一 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、**障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱い**をすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。
- 二 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の**意思の表明**があった場合において、その実施に伴う**負担が過重でない**ときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ**合理的な配慮**をしなければならない。

スライド 6

1.合理的配慮 ▶ ポイント2：合理的配慮

①障害を理由とする差別は禁止されている

②必要な「合理的配慮」を提供しないことも、障害を理由とする差別に含まれる

- ・国公立大学と私立大学で義務の程度が異なる

国公立大学… 行政機関等 ⇒ 法的義務

私立大学 … 事業者 ⇒ 努力義務

- ・裁判などでは大きな違いであるが、**私立大学でも社会からの要求は高まる。**

スライド 7

**1.合理的配慮 ▶ ポイント 2 : 合理的配慮**

**合理的配慮の基本的な考え方**

- ・ 機会の均等…公平≠平等

**基礎的環境整備**

- ・ 事前的、普遍的⇨ユニバーサルデザイン

例) 平均的な小学生は壁があって見えないので、台を置く。

**合理的配慮**

- ・ 事後的、個別的。

例) 台がなくても見える人の台を見えない人に渡すよう調整。

スライド 8

**1.合理的配慮 ▶ 参考情報**

**障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）**


[http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2017/04/26/1384405\\_02.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2017/04/26/1384405_02.pdf)

- ・ 文部科学省内の検討会に関する資料。統計資料なども掲載。

**合理的配慮ハンドブック**

[https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\\_shien/hand\\_book/\\_icsFiles/afieldfile/2018/03/14/h29\\_handbook\\_main.pdf](https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/hand_book/_icsFiles/afieldfile/2018/03/14/h29_handbook_main.pdf)

- ・ 上記の検討会の報告をもとに日本学生支援機構が大学の教職員向けに作った冊子。



スライド 9

**1.合理的配慮 ▶ 入学試験・高大連携で必要な体制**

- ・ 相談窓口の明確化
- ・ 事前相談、見学等の受付
- ・ オープンキャンパス、説明会等における支援
- ・ 入学試験時の配慮に関する申請方法、時期等の明確化
- ・ 配慮の内容等を協議、決定するシステムの構築（対話的なプロセスを含む）
- ・ 配慮申請の受理から実施に至るまでのフローの作成、共有
- ・ 配慮に関する事例やノウハウの蓄積
- ・ 入学試験や入学後の支援について、高等学校等との連携

スライド 10

**2.事前準備 ▶ 手続きの明確化**

**「いつまでに」「誰に」「何を」申請すればいいのか？**

いつまでに…申請の期限

(配慮内容によって期限が異なることも)

誰に…相談窓口と配慮を審査するシステム

学内向けには申請から実施までのフローも必要

何を…申請方法（受けられる配慮と必要書類）

※赤字については受験生に知らせるため、webページや募集要項での記載が必要

スライド 11

**2.事前準備 ▶ アドミッション・ポリシー①**

**アドミッション・ポリシー**：入学者の受け入れに関する方針。学生に配慮をする・しない際の説明の根拠となる。

**<APを明確にすることの意義>**

**学部**…最終的には個別に支援の適切性を判断することになるが、基本方針によって決定しやすくなる。

**学生**…教育や卒業に必要な能力を有するかの目安を知り、自分で判断できるようになる

⇒知らずに入学すると、学部・学生双方にとって不幸。

スライド 12

**2.事前準備 ▶ アドミッション・ポリシー②**

- ・ 障害学生の入学・教育を妨げている方針があれば、**本当に必要かを検討する。**

⇒障害があることを、直接的・間接的な理由として入学を禁止することは差別である。

例) 間接的な理由 「文献を目で見ることができる」

- ・ 視覚障害禁止とは書いていないが、ほぼ同義。
- ・ 点字や他者・コンピュータによる読み上げは？

⇒各自の方法で文献を読めればOKとする方が望ましい

スライド 13

**2. 事前準備 ▶ アドミッション・ポリシー③**

- ・アドミッション・ポリシーは、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づいている。
- ・アドミッションのみの見直しでは**不一致の可能性も**…
- ・ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づいて在学中の教育で許可される支援は、**原則入試でも許可すべき**。ただし、**他の人と比較する一般入試ではバランスも必要**。

※欧米の大学の入試との設計の違い

スライド 14

**2. 事前準備 ▶ アドミッション・ポリシー④**

**九州大学等での見直しの事例**

- ・歯学部…**歯科医師免許交付されない場合がある**ことを説明し、配慮が必要な学生には**事前相談を求め**る。
- ・共創学部…**留学必須**であることを説明し、配慮が必要な学生には**事前相談を求め**る。

⇒（全学生が必須の内容で）**学外とか関わる場面では**、支援内容や評価基準が異なるため、説明した方がよい。

- ・…**自らの目で見て、手で触れ**…⇒「自ら体験し」など、他の表現でもいいか検討することが望ましい

スライド 15

**3. 入試の配慮 ▶ センター試験での配慮**

■センター試験での配慮の具体例

	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由・病弱	発達障害
出題形式	点字 拡大文字	-	-	拡大文字
解答形式	点字 文字		チェック 代筆	チェック
時間延長	1.5倍 1.3倍	-	1.3倍	1.3倍
指示の伝達	-	手話通訳士 文書	文書	文書
リスニング	-	免除等	-	-

※一部の配慮の合理性については議論がある

スライド 16

**3. 入試の配慮 ▶ 個別大学での配慮**

- ・点字の代替問題…**視覚障害の教育分野の長い歴史**。
- 大半の学生が**同じ教育的支援**を受けているため可能。
- ⇒センター試験では可能だが、個別大学では過剰な負担の可能性も。 参考：**高等学校の受験指導**
- ・発達障害や肢体不自由など**人によってニーズが異なる**障害では共通の支援が難しい。
- ⇒**コンピュータの活用** 参考：**新テストの記述問題例）読み上げ、白黒反転、ワープロ機能**
- MicrosoftよりAppleの方が機能が充実

スライド 17

**3. 入試の配慮 ▶ 参考情報①**

- ◆**日本学生支援機構の障害学生支援**  
[http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\\_shien/](http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/)  
 ・支援のためのガイド・教材のほか、FAQに入学までに必要な支援がまとめられている。
- ◆**内閣府の合理的配慮等具体例データ集**  
<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/index.html>  
 ・障害種、生活の場面別に合理的配慮の具体例がまとめられている。

スライド 18

**3. 入試の配慮 ▶ 参考情報②**

- ◆**全国高等教育障害学生支援協議会**  
<http://ahead-japan.org/index.html>  
 ・障害学生支援を行っている高等教育機関同士の情報交換や研究発展ため、年1回大会を開催（本年度は6月に同志社大学）
- ◆**DO-IT-Japan**  
<https://doit-japan.org>  
 ・テクノロジーによる障害学生への支援などを実施。活動報告に入試での支援に関する最先端の事例が多い。

## スライド 19

### 4.まとめと課題 ▶ 個別試験の場合

- ・ 事前に手続きを明確にし、AP等を見直すことが必要。
- ・ 学内の連携（学部・障害支援・出題者）が必要。
- ・ 行った支援とともに、十分に調整を行ったかが重要。
- ・ 高校までに受けてきた支援も判断の基準となる。
- ・ 読み、書き、移動に対する配慮は必須。
- ・ 申請されたのに支援を何も与えないというのは困難。
- ・ 他の受験者を考えて個室受験にすることも必要。
- ・ 個別大学の場合、コンピュータへの対応は負担が少なく、広いニーズに対応できるため、早急に。

## スライド 20

### 4.まとめと課題 ▶ 入試改革に向けた課題

- ・ 個別大学…学力試験だけでなく、小論文、面接、集団討論、プレゼンテーション、調査書なども活用
- ・ センター試験…知識・技能だけでなく、思考力・判断力・表現力も評価

#### <障害学生への影響>

- ・ 学力試験以外での配慮の必要性

参考：AO入試の場合（手続きと評価基準の明確化）

- ・ 発達障害の一部の人（自閉症）…面接型試験が苦手  
⇒合理的配慮では支援が不可能＝評価基準の変更が必要？  
例．医療系の学部 対人能力を確認するために入試で面接



スライド 1

アドミッションアンケートの作成

--第16回高大連携教育フォーラム  
2018年12月8日(土)--



九州大学大学院 人間環境学研究院 准教授:木村 拓也

スライド 2

今日の講義内容

- アドミッションアンケートの具体例
- 社会調査法入門
  - 質問紙調査で気をつけること
- 1. 選択肢1つで結果が変わる
  - 選択肢の数はどちらが適切？4件法 対 5件法
- 2. ワーディング1つで結果が変わる
  - 適切な質問文でなければ、いい結果は得られな

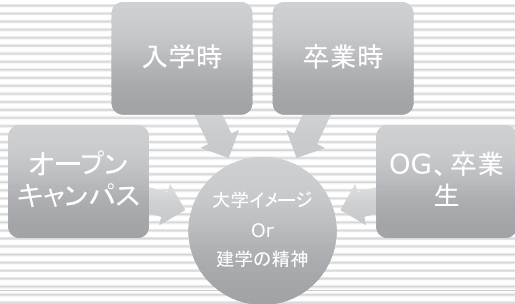
スライド 3

アドミッションアンケートの設計について  
--よくあるパターン

- オープンアンケート調査
  - オープンキャンパス内のイベントの感想
- 新入生調査
  - 教務関係(入学後の資格・キャリア希望など)、志望理由、情報入手先
- 卒業時調査
  - 在学時の満足度、カリキュラムに関する質問
- OG、卒業生調査
  - 大学で役立ったこと、キャリア、サポーターの引き受けなど
- →往々にして、その場の聞きたいことに終始しがち
- →調査票が別個になる。連携が必要


スライド 4

広報戦略を見据えた戦略的な設計



スライド 5

大学イメージ/建学の精神の循環



スライド 6

オープンキャンパスアンケート

- 大学にとって外せない大事な情報
- OCで志望順位があがったかどうか
- 何を知ったか、どういうイメージを誰が持ったか
  - 「オープンキャンパスに満足した」ではなく
- もともと持っていた大学へのイメージ
- 大学のイメージ、学部学科のイメージがどうOCでどう変わったのか
- 建学の精神(に応じた教育施策)の認知度
- もっと「知りたかった」ことなど

## スライド 7

### 新入生アンケート

- 大学にとって外せない大事な情報
- 入試広報の効果測定
  - 費用対効果
- この時点で持っている大学イメージ
  - 大学広報の効果、正確に伝わっているか
- 大学に期待していること
  - 入試広報
- 入学後に力を入れたいこと
  - 学生ニーズ把握→入試広報
- 卒後キャリアの希望
- 建学の精神(に応じた教育施策)の認知度(と参加希望)

## スライド 8

### 卒業時アンケート

- 大学にとって外せない大事な情報
- 学校への帰属意識・愛校心
  - 帰属意識ごとにアンケート結果を分析
- 学生時代に何に力を入れたのか？
  - 学生時代の活動把握
- 大学のイメージ
  - 卒業時に印象に残っていること
- 大学の特徴/建学の精神(に応じた教育施策)
  - 卒業生が大学広報を担うため

## スライド 9

### OG・保護者アンケート

- 大学にとって外せない情報
- 大学が力を入れてきたことの認知度
- 大学のイメージ・大学の特徴
- 大学の施策で社会で役立ったことなど
- 建学の精神(及び、それに対応した教育施策)の認知度
- 卒業生支援、大学からの情報提供の認知度
  - OG・保護者に向けては、アンケートを通じた広報も(知らない場合、こういふことをしているのか、という情報提供にもなる)
  - 一新生、卒業時と項目を重ねることで、一貫した調査設計が可能となる。

## スライド 10

### 最後に

- アドミッションアンケートは、オープンキャンパスアンケートだけにとどまらない。新入生アンケート、卒業時アンケート、OB・OGアンケートに至るまで可能性は有り。エンロールマネジメントを目指して業務の足場を作ることが大事
- 作題にも貢献するアンケートの取り方、入学時の履修クラス分類のためにも使えるアンケートの作り方も大事。
- 何よりも、受験番号と学生番号の一致したエクセルファイルの入手が大事！！得点データとアンケートデータの接合が可能になる！！